

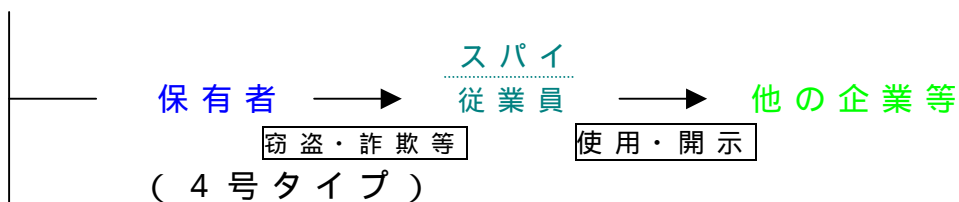
不正競争防止法の改正

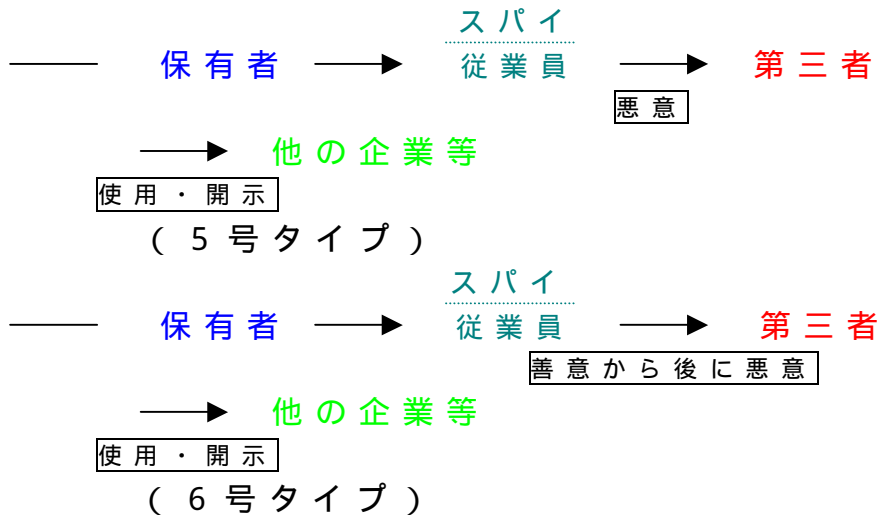
営業秘密に関する規定の改定

1. 「営業秘密」(トレードシークレット)とは
1. 1
- (1) 「営業秘密」として保護されるためには、営業秘密の3つの要件を満たさなければならない。
- すなわち、
- 秘密として管理されていること
例 保管用の金庫に保管している
× 棚や机の中にただ入れて保管している
 - 役に立つ情報であること
例 設計図 ノウハウ 顧客リスト 販売マニュアル
× 脱税情報 プライバシー違反情報
 - 公知になっていない情報であること
例 秘密として管理している
× 刊行物に記載あり
- は要件あり、×は要件なし

2. 「営業秘密」侵害の場合の民事上の責任類型
2. 1 営業秘密の民事上の保護の態様について、かいつまんで説明する(こちらを理解した上で、後述3.の刑事罰則についての内容を把握するのが便宜である)。
2. 2
(1) 不正競争防止法2条1項4号、5号、6号の3パターン(類型)

不正手段による営業秘密入手パターン

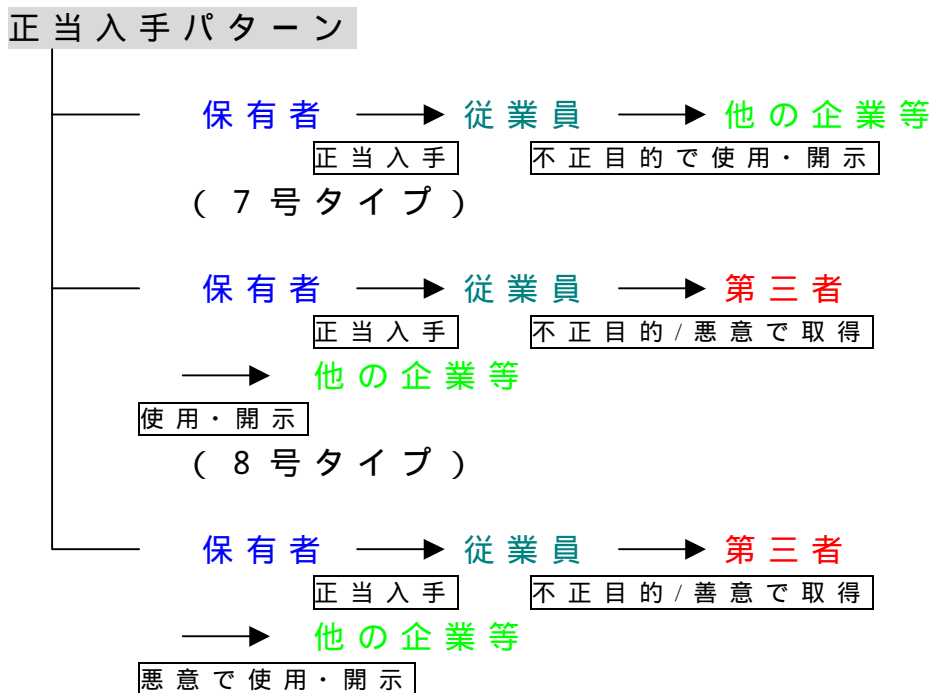




- (2) 上の図で、 は、不正手段による営業秘密入手の最も典型的パターンである。不正手段とは営業秘密の保有者から窃盗、詐欺などの手段で入手することであり、いわゆる産業スパイなどが挙げられる。
- 、 は、 の派生パターンで、介在する第三者の悪意の場合()、もともとは善意だったがその後悪意となる場合()である。

2.3

- (1) 不競法2条1項7号、8号、9号のパターン(類型)



(9 号タイプ)

(2) 上の図で、 は、従業員等が会社内で正当に入手した営業秘密を不正利益、加害目的をもって企業等に使用・開示などする場合。

転職、ヘッドハンティングなどに絡んで問題化する例が考えられる。

尚、ここで言う不正目的とは、正確には不正利益を得る目的と保有者に加害する目的の両方を含む。

は、従業員あるいは第三者が悪意で取得した場合、は第三者が善意で入手した後悪意をもって企業などに開示などした場合である。、 は の派生パターンである。

3 . 「営業秘密」侵害の刑事罰則について

3 . 1 営業秘密侵害の刑事罰は、平成 15 年改正法（平成 16 年 1 月 1 日施行）により導入され、平成 17 年改正法により改正された。

不正競争防止法第 21 条 1 項 1 号から 6 号に罰則規定がある。不正入手型と正当入手型の二つに分かれる。

(1) 不正入手型

不競法 21 条 1 項 1 号型

営業秘密を不正取得し、これを不正に使用・開示する行為（民事上の不競法 2 条 1 項 4 号、5 号、6 号のパターンのうち特に悪質な類型を刑事罰の対象とした）

不競法 21 条 1 項 2 号型

これは の類型の予備罪である。営業秘密の記録媒体（CD、MO、テープ、図面など）を取得しまたは複製をして、不正取得すること。

(2) 正当入手型

不競法 14 条 1 項 3 号型（横領型、民事責任上の両領域型）

営業秘密を正当に入手していても、社員等（役員・従業員等）が、その営業秘密の媒体を不正に領得、または複製して、使用・開示すること。

不競法 14 条 1 項 4 号型（背任型）

営業秘密を正当に入手した、役員または従業員が、不正の目的で使用・開示すること。
尚、企業退職者は除外されている。

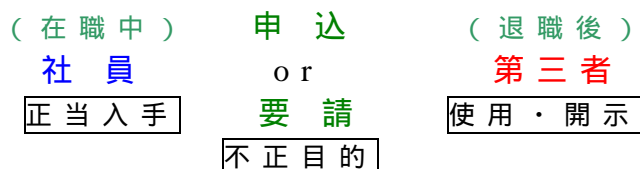
- (3) ただし、上記4号の場合を除き、1号、2号、3号において、注意すべきは、従業員が在職中営業秘密を不正取得した場合、及び正当入手後不正に営業秘密の媒体を領得、複製して、これを退職後に使用・開示することは刑事罰の対象となる。

3.2 刑事罰則のポイント

- (1) 刑事罰のポイントは、企業の営業秘密の保護を図る一方、取材報道の自由、転職の自由（職業の自由）、内部告発者の保護（社会的公益性）を侵害してはならないので、刑事罰の対象から除くこととしたことである。
- (2) 刑事罰則の場合は、すべて「不正の競争の目的」という目的要件がある（本稿では、単に「不正の目的で」という）。
- (3) 平成17年改正法（平成17年法律75条）
- ・平成17年不競法改正案において、刑事罰則が拡大された。
 - ・刑の期間が3年から10年の懲役に、300万円から1000万円以下の罰金と重くなり、また併科することもできることとなった。

3.3

- (1) 改正法21条1項5号（平成17年新設）
退職社員（役員または従業員）が在職中不正な目的で第三者に開示の申し出をし、または第三者からその要請を受け退職後に使用・開示すること。



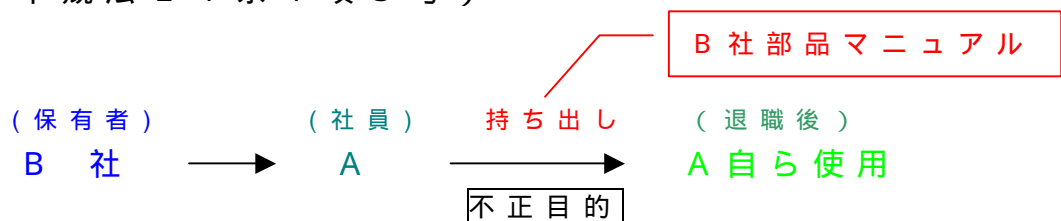
これは、現在の刑事罰（不競法21条1項3号、正当入手型）の一パターンともとれるが、特に申込、開

示要請の類型を悪質なものとして明確に条文化したものである。

- (2) 不競法 2 1 条 1 項 6 号 (平成 1 7 年新設)
他人から不正に営業秘密を取得した者が、その営業秘密を使用又は開示する行為、すなわち悪意の転得者をも罰することを明文化した。
- (3) 国外犯の処罰化 (改正法 2 1 条 4 項、平成 1 7 年新設)
これら上記 (改正法 2 1 条 1 項 1 号、3 号 ~ 6 号) の各刑事罰は、**国外で犯した場合も、処罰対象**とした。
この法目的は営業秘密が退職社員または第三者を介し、海外に不正に流出し、その営業秘密を用いて作られた製品が日本に不正に輸入されることにより、国内企業が多大な損害を被っていることに鑑み、**水際取締り対策の一環**として刑事罰化したものである。
- (4) 雇主企業の両罰、重罰化 (一部新設)
営業秘密を不正取得するのは個人の行為であるが、その**雇主企業も両罰、重罰化**をし、刑事罰取締りの実効性を高めた。
雇主企業は 3 億円以下の罰金刑が重課される。

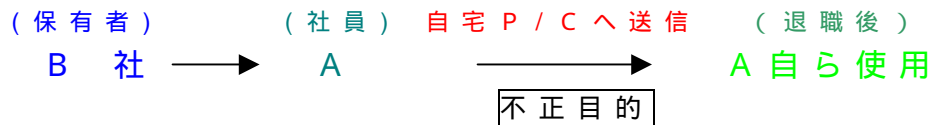
3 . 4 刑事罰該当事例 (典型的サンプル)

A は B 社の社員 (役員または従業員) であるが、A 管理の B 社の**部品マニュアルを自宅に持ち出し**、B 社を退職後これを**A 自らの事業に使用した**。
(不競法 2 1 条 1 項 3 号)



A は B 社の**部品マニュアルを B 社 P / C より A の自宅の P / C に送信し**、B 社退職後これを**A 自らの事業に使用した**。
(不競法 2 1 条 1 項 6 号)





AはB社退職後、Aの記憶していたB社の秘密内容を使用した。
 (不可罰)

B社の秘密内容



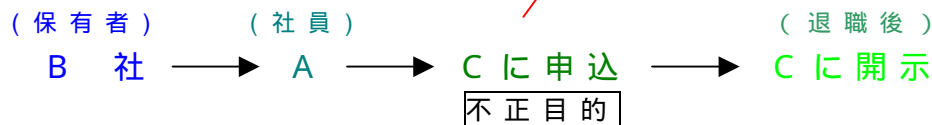
AはB社在職中、記憶していたマニュアルを自分の事業に使用した。
 (不競法21条1項4号)

B社マニュアル



AはB社在職中、Cに申し込んで、AがB社退職後に、マニュアルをCに開示した。
 (不競法21条1項5号、平成17年新設)

B社マニュアル



AはB社在職中、Cより要請され、AがB社を退職後、マニュアルを中国でCに開示した。
 (不競法21条1項5号、6号、同条4項、平成17年新設)

B社マニュアル



不正目的

(不競法 22 条 1 項)

C 社は 3 億以下の罰金を両罰規定により科刑される。

- 4 . 不競法による民事責任、刑事責任と他の法律の関係
不競法による責任とは別に、**不法行為責任** (民法 709、715 条)、**労働契約上の責任** (就業規則、契約)、**役員忠実義務・競業避止義務** (会社法 330 条、同 355 条、同 356 条 1 項 1 号の 5) 及び **刑法 252 条、同 257 条 (横領)、同 247 条 (背任)、同 246 条 (詐欺)、同 235 条 (窃盗)、同 130 条 (住居侵入)、同 60 条、61 条、62 条 (共犯、教唆、幫助)、会社法 960 条 (特別背任)** 等に問われることは別にあります。

- 5 . 「営業秘密」をめぐる裁判手続について
「営業秘密」をめぐる民事裁判手続において、「営業秘密」を保護するために、いくつかの規定を設けた。

特許法 105 条 3 項等 (文書提出命令申立の手続)

民事訴訟法 223 条 6 項

特許法 105 条の 4、6 等 (営業秘密保持命令)

民事訴訟法 92 条 (記録閲覧等制限)

特許法 105 条の 7 等 (裁判の一部公開停止手続)

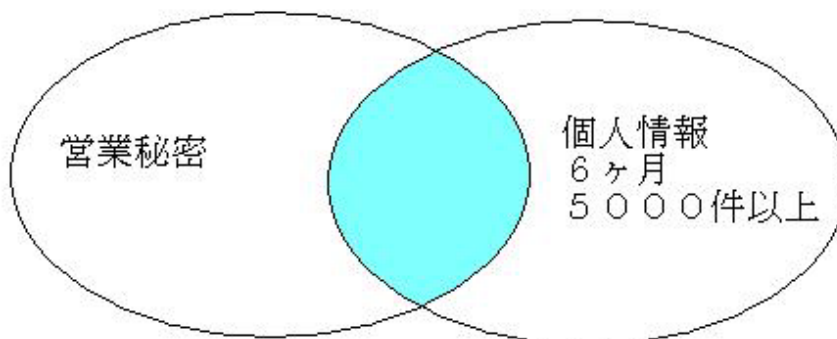
(同上)

これらの裁判手続上の対策は、営業秘密が裁判手続を通して漏れることにより、営業秘密の保有者が損害を被ることのないようにする配慮とともに、裁判の公開性、裁判を受ける権利の確保ということとのバランスをとったところである。

- 6 . 個人情報保護における個人情報と営業秘密との関係について

- 6 . 1 個人情報保護法の民間部門（企業）の法律の施行が平成17年4月1日になされた。
- (1) 企業の保有する個人情報も「営業秘密」に該当することは十分にある。営業秘密には技術情報（ノウハウなど）と営業情報（顧客名簿など）があり、個人情報もこの営業情報として企業活動上有用なものとして管理保有されていることになる。
- (2) このような営業秘密としての個人情報は、不正競争防止法において、民事上、刑事上の保護を受けるのである。
- 6 . 2 尚、個人情報保護法の対象となるのは、過去6ヶ月以内に5000件（人単位で）以上の個人情報を保有している企業の個人情報である。

(互いに重なり合う部分がある)



(参考資料：経産省資料)

補足

- A . 本文 3 . 2 . (2)
「不正競争の目的」とは。

図利 加害

- (a)
不正の目的 (不 2 1 - - 1)
不正の利益目的 (不 2 1 - - 3 号)
不正の競争の目的
(2 1 - - 1、3、4、5、6)
不正競争の目的

(同業者内)

- (b) 報道目的・内部告発目的は除外
個人的犯罪 (恐喝、愉快犯) は除外。

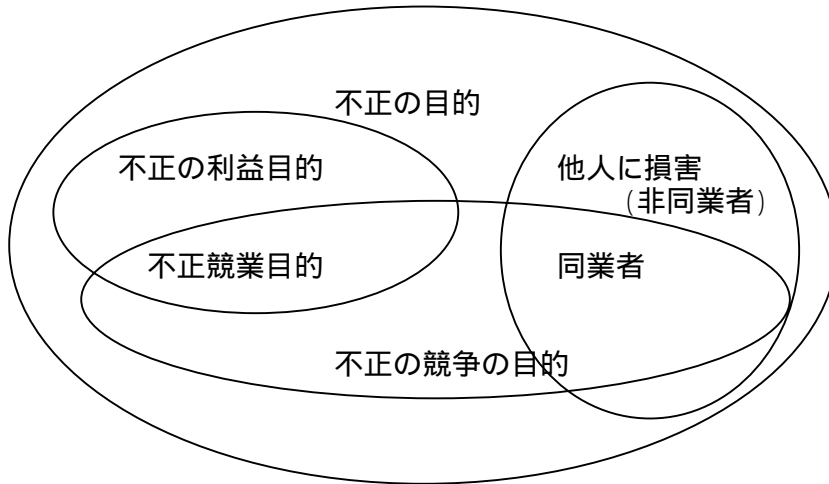
- B . 本文 3 . 3 . (2)
転得者が「不正の競争の目的」で営業秘密の開示をうけて、営業秘密を取得し、これを使用・開示した場合に独立正犯とした (但し不競法 2 - 1 - 6 号、9 号タイプ (事後的悪意者) は除かれる) 。

- C . 本文 3 . 3 . (3)
侵害行為時 (詐欺等、管理侵害) 又は保有者から示された時において管理されていた営業秘密であること、が要件。

- D . 本文 3 . 3 . (4)
雇主企業 (法人) が両罰される場合。 (不競法 2 2 条 1 項、不競法 2 1 条 1 項 1、2、6 各号)

- E . 本文 5 .
・ 営業秘密保持命令違反の罪 (不 2 1 - - 5)
(懲役 5 年以下、罰金 500 万円以下)
・ 雇主企業の両罰規定 (罰金 3 億万円以下)
・ 国外犯 (不 2 1 -)

不正競争防止法における「不正」の比較表



		図利		加害	
		同業他社との競 合関係に関わる 相対的な利益	同業他社との競 業関係に関わら ない絶対的な利 益	同業他社との競 業関係に関わる 相対的な加害	同業他社との競 業関係に関わら ない絶対的な加 害
刑・除	不正の目的 (19 2,3,4 21- 1)				
刑	不正の競争の目的 (21- -1,3,4, 5,6)				×
刑	不正の利益を得る目的 (21- -2, 3)			×	×
民・除	他人に損害を加える目的 (2- -7,8,9 19 2)	×	×		
民	不正の競争の目的 (2- -7など)		×	×	×

(原典、経産省資料を参考とした)